

平成27年3月定例会提出条例のあらまし

● 議案第19号 大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

- ・(1) 消防団員の定員を変更すること、消防団員の要件を緩和すること等に伴い、条文の整理を行います。
- (2) 付則において、大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正します。
- (3) この条例は、平成27年4月1日から施行します。

● 議案第20号 大東市附属機関条例の一部を改正する条例

- ・(1) 市長の附属機関として、大東市いじめ問題再調査委員会、大東市児童福祉施設等設置審議会、大東市緑の基本計画策定市民会議および大東市地域公共交通会議を設置します。
- (2) 教育委員会の附属機関として、大東市いじめ問題対策委員会を設置します。
- (3) 市長の附属機関の大東市次世代育成支援対策行動計画推進会議を廃止します。
- (4) この条例は、平成27年4月1日から施行します。

● 議案第21号 大東市基金条例の一部を改正する条例

- ・(1) 魅力あるまちづくりの推進に要する資金を積み立てるため、大東市魅力づくり基金を設けます。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第22号 大東市手数料条例の一部を改正する条例

- ・(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の改正に伴い、同法の名称を変更します。
- (2) 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定の申請および指定の更新の申請に関する手数料について規定します。
- (3) この条例は、平成27年10月1日から施行します（一部を除く。）。

● 議案第 23 号 大東市行政手続条例の一部を改正する条例

- ・(1) 法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求め、法令に違反する事実の是正のための処分等を求めることができる処分等の求め等について規定します。
- (2) 付則において、大東市市税条例および大東市国民健康保険税条例を改正します。
- (3) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

● 議案第 24 号 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例および大東市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例にあつては、教育委員会の委員長の報酬に係る規定を削除します。
- (2) 大東市教育長の給与等に関する条例にあつては、教育長の退職手当の額を変更し、教育長の職務専念義務の特例について規定します。
- (3) 付則において、職務に専念する義務の特例に関する条例を改正します。
- (4) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

● 議案第 25 号 大東市立北条コミュニティセンター条例

- ・(1) 市民の地域活動の推進およびスポーツの振興等を図るとともに、市民の地域交流に資する場として、大東市立北条コミュニティセンターを設置するため、条例を制定します。
- (2) 付則において、大東市立総合文化センター条例、大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例および大東市立図書館条例を改正します。
- (3) この条例は、規則で定める日から施行します。

● 議案第 26 号 大東市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市子ども・子育て会議の所掌事務に次世代育成支援対策に関する事項を加えます。
- (2) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

- 議案第 27 号 大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
 - ・(1) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者が負担する費用等（大東市立幼稚園に係るものを除く。）について定めるため、条例を制定します。
 - (2) 付則において、大東市保育の実施に関する条例を廃止し、大東市立幼稚園条例を改正します。
 - (3) この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日から施行します。

- 議案第 28 号 大東市立子ども発達支援センター条例および大東市立幼児発達支援教室条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 大東市立子ども発達支援センターおよび大東市立幼児発達支援教室の位置を大東市北条一丁目 16 番 16 号に変更します。
 - (2) 大東市立子ども発達支援センターの知的障害児に係る収容人員を 40 人に変更します。
 - (3) この条例は、規則で定める日から施行します。

- 議案第 29 号 大東市介護保険条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 介護保険料を改定し、平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料（34,920 円～153,648 円）について規定します。
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る猶予措置について規定します。
 - (3) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します（一部を除く。）。

- 議案第 30 号 大東市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員および運営に関する基準を定める条例
 - ・(1) 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員および運営に関する基準について定めるため、条例を制定します。
 - (2) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

● 議案第 3 1 号 大東市指定介護予防支援事業者の指定ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

・(1) 指定介護予防支援事業者の指定ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるため、条例を制定します。

(2) この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。

● 議案第 3 2 号 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

・(1) 国民健康保険税の賦課限度額を次のとおり変更します。

・ 後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額

1 4 0 , 0 0 0 円 → 1 6 0 , 0 0 0 円

・ 介護納付金課税額の賦課限度額

1 2 0 , 0 0 0 円 → 1 4 0 , 0 0 0 円

(2) この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。